

郡山市番号案内表示モニター広報事業広告主選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市番号案内表示モニター広報事業により市民課の施設を利用した放映用モニターで広告を放映することに関し、広告を放映する広告主を選定する基準を定めるものである。

(選定基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当しない場合は、その広告主の広告を放映しない。

- (1) 広告主は、郡山市内に事業所等を有していること。
- (2) 市税等を申告していること。
- (3) 本事業の申込時及び広告放映期間を通じ、広告主が市税等を滞納していないこと。
- (4) 反社会的勢力が関与していないこと。
- (5) その他、公共の場で放映する広告主として適切でないと合理的理由により認めるものでないこと。

(提出書類)

第3条 前条の確認を行うため、広告主は次の各号に定める書類を提出すること。

- (1) 市税等の納付状況確認のための同意書
- (2) 反社会的勢力でないことの確約表明書
- (3) 個人事業主で郡山市に住所を有しない場合は、住民税等の納税証明書
- (4) 郡山市内の事業所等に市税等の申告実績がなく、本社等において住民税等の申告実績がある場合は、そのことが確認できる住民税等の納税証明書等
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等により納税の猶予制度の適用を受けている場合は、その旨を確認できる書類

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月27日から施行する。